

集中治療専門臨床工学技士【新規】認定に関するFAQ

〈目次〉

申請について	1
申請書について	2
申請書（Ⅰ-ⅱ.集中治療勤務証明書）について	3
申請書（Ⅱ.学術業績）について	5
申請書（Ⅳ.経験症例実績表）について	7
申請書（Ⅴ.症例報告）について	7
申請書（Ⅵ.「認定集中治療臨床工学技士」認定証の写）について	8
認定試験について	8
そのほか	8

〈申請について〉

Q1 申請要件に、日本集中治療医学会会員であることは含まれますか？

A1 会員・非会員を問わず申請可能です。

Q2 申請書はどこに送れば良いですか？

A2 申請書の送付は下記宛先までお願いします。

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-15-13 お茶の水ウイングビル 10F

日本集中治療医学会集中治療専門臨床工学技士制度委員会

TEL：03-3815-0589

※レターパックプラスや一般書留、簡易書留など、対面配達で配達記録を追跡できる郵便で送りください。

Q3 提出した申請書を返却してもらえますか？

A3 一度受け付けた申請書は返却しておりません。

〈申請書について〉

Q4 ホームページで申請書をダウンロードしましたが、履歴書しかありません。他の様式はこれから掲載されますか？

A4 申請書は複数のシートで構成しております。1シート目の履歴書だけでなく、2シート目以降も併せてご確認ください。また、他の要綱については、申請書と同じ場所に以下のとおり掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

- ・集中治療専門臨床工学技士制度_規則
- ・集中治療専門臨床工学技士制度施行_細則
- ・経験症例実績表・症例報告(記載様式) 記載要綱

以上が手続きに関する全ての情報となっておりますが、ご不明な点等ありましたら、事務局までお問合せください。(ce.office@jsicm.org)

Q5 印刷したところ、一部2ページにまたがって印刷されてしまいましたが良いですか？

A5 必ず A4 サイズ 1 枚に 1 ページが収まるよう、適宜縮小して印刷してください。その際、申請書の文字が小さくて読みにくいことのないようお願いいたします。また、1 ページで記載しきれない場合は、適宜シートを追加しても結構です。

Q6 自筆署名以外も手書きで提出しても良いですか？

A6 原則として入力したものをご提出ください。

〈申請書（Ⅰ-ⅱ.集中治療勤務証明書）について〉

Q7 集中治療勤務証明書の算定管理料の項目についてですが、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料、3つ全てに該当することが必要でしょうか？

A7 3つのうちいずれかに該当していれば問題ありません。

Q8 「集中治療関連業務に通算5年以上」とありますが、専従期間の合計が5年以上ということでしょうか？

A8 臨床工学技士業務の特性上、期間内に集中治療以外に従事していても申請可能です。特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料いずれかを算定する施設を有する病院で5年以上常勤として勤務していれば専従・専任は問いません。

Q9 新生児特定集中治療室管理料の算定施設で勤務しています。受験は可能でしょうか？

A9 新生児特定集中治療室管理料算定施設は受験資格の対象にはなりません。

Q10 「集中治療施設名」には何を書けば良いですか？

A10 部門の名称を記載してください（集中治療部、救命救急センター、PICUなど）。

**Q11 勤務先が同じ施設内でも、算定管理料で見ると複数にまたがる場合はどうしたら良いですか？
例）ある病院の集中治療室（特定集中治療室管理料）と同病院の救命救急センター（救命救急入院料）で勤務している場合**

A11 上記の場合、集中治療勤務証明書は2枚必要です。特定集中治療室管理料と救命救急入院料で分けて記載してください。なお、審査時に専門臨床工学技士制度委員会から施設と申請者に確認を行う場合があります。

Q12 証明者のサインは3名のうち誰か1名のサインがあれば良いですか？

A12 3名全員の署名捺印を必須とします。自筆署名と押印をご記入ください。なお、病院長は署名の代わりにゴム印でも差し支えありません。

Q13 現在ICU業務から離れていますが、過去5年以上ICUでの勤務経験がある場合は受験可能でしょうか？

A13 特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料いずれかを算定する集中治療施設のある病院で通算5年以上常勤として勤務していれば申請可能です。

Q14 現勤務先で6年の臨床経験がありますが、指定の管理料の算定は過去2年です。この場合、受験資格はありますか？

※指定の管理料：特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料のいずれか

A14 現行の規定では「（指定の）管理料の算定施設において、集中治療関連業務に通算5年以上従事」している方を対象とするため、現勤務先の実務経験のみの場合は受験資格の対象外となります。もし、過去の勤務先が（指定の）算定管理料がある施設を有しており、そちらで臨床工学技士としての勤務経験があれば、そちらを臨床経験年数に合算することができます。

〈申請書（Ⅱ.学術業績）について〉

Q15 学術業績（30単位以上）は学術集会やセミナー参加のみでも良いでしょうか？

A15 学術集会やセミナーへの参加のみで30単位以上になる場合、学術業績で学術論文や学術集会の発表、シンポジウム・ワークショップなどの講師実績が無くとも差し支えありません。なお、日本集中治療医学会または同支部が主催する学術集会に1回以上の出席は必須となりますのでご注意ください。

Q16 病院の紀要や企業が刊行しているパンフレット等に記載されたものは、学術業績（学術論文）として認められますか？

A16 認められません。

Q17 集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A17 集中治療医学に関連する内容を指します。関連の有無については審査時に専門臨床工学技士制度委員会で判断します。

Q18 学術業績として認められる論文にはどのようなものがありますか？

A18 日本集中治療医学会雑誌と Journal of Intensive Care、日本臨床工学技士会雑誌が望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものも認めています。

- ・和文誌は、医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの。
- ・英文誌は、PubMed に収録もしくは WEB で公開され査読があるもの。

Q19 「和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの」とありますが、商業雑誌も含まれますか？

A19 要件を満たす商業雑誌（邦文）の例として、ICUとCCU、Clinical Engineering、Intensivist、ICNRなどがあります。

Q20 申請書を提出する前に、学術論文が学術業績となるか確認できますか？

A20 申請書提出前に可否をお答えすることはできません。論文が要件に合っているかどうかは、専門臨床工学技士制度委員会の審査時に判断いたします。

Q21 著書は学術業績として認められますか？

A21 医中誌に掲載され査読がある著書であれば学術業績として認められます。著書が要件に合っているかどうかは、専門臨床工学技士制度委員会の審査時に判断いたします。

Q22 日本集中治療医学会雑誌や日本臨床工学技士会雑誌に掲載された論文について、筆頭者でなくとも業績として認められますか？

A22 共著論文でも単位数の加算対象となります。筆頭者は20単位、共同著者は5単位です。

Q23 現在投稿中の論文があり、採択通知が届くのが申請年の4月頃になります。申請締切日に間に合えば、通知が届き次第、この論文を学術業績に記載して申請しても良いですか？

A23 申請書Ⅱ - i.学術業績：学術論文にあります注意事項のとおり、記載できる業績は『（申請年の）3月31日まで』となります。申請年の3月末日までに採択通知があれば記載可能です。採択通知と最終原稿の複写を提出してください。

Q24 提出できる実績（論文、学会発表、学会出席）は過去5年ですが、2年間仕事を離れていた（留学、出産育児等）場合、猶予の考慮はありますか？

A24 申請する年の過去5年の間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間をブランクとし、前後合計5年間の実績を認めます。所属する施設が発行する「留学・休業取得の証明書」を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

Q25 学術集会（年次・支部）の参加証明書を紛失しました。再発行してもらえますか？または、抄録や領収書などで代用が可能ですか？

A25 事務局では学術集会の参加証明書の再発行は行っておりません。また、領収書・抄録・参加登録メール等は、参加証明書の代替として認められません。

再発行の対応方法は、会員・非会員で異なりますので、以下をご確認ください。

*会員の方：会員マイページの参加履歴を出力して参加証明とすることができます。その際は、必ず画面に表示される氏名を含めて出力してください。氏名の無いものはご本人の参加証明として認めません。

*非会員の方：参加された学術集会（年次・支部）の運営会社に再発行を依頼ください。運営会社の連絡先は、各学術集会のホームページに掲載されています。

※すべての再発行に対応できる保証はございません。参加証明書は紛失されないよう、大切に保管してください。

Q26 セミナーの受講証明書を紛失しました。再発行してもらえますか？

A26 再発行の対応方法は、会員・非会員で異なりますので、以下をご確認ください。

*会員の方：会員マイページの参加履歴を出力して受講証明とすることができます。その際は、必ず画面に表示される氏名を含めて出力してください。氏名の無いものはご本人の受講証明として認めません。

*非会員の方：当会のお問い合わせフォーム「種別：各種セミナー」より、再発行を希望するセミナー名を記載のうえご連絡ください。

※すべての再発行に対応できる保証はございません。受講証明書は紛失されないよう、大切に保管してください。

〈申請書（Ⅳ.経験症例実績表）について〉

Q27 集中治療勤務歴が複数ある場合、人工呼吸10例と血液浄化10例は、複数施設の合算を書いても良いですか？

A27 Ⅰ-ii 集中治療勤務証明書に記載した、算定基準を満たす集中治療施設であれば記載いただいてもかまいません。なお、書き方は1枚に複数施設を合わせて書くのではなく、各病院ごとに経験症例実績表を作成してください。

Q28 前年度の試験が不合格で今年度新たに申請する場合、すべて新規の症例を記入することになりますか？前年度と同じ症例を記入しても良いでしょうか？

A28 申請年3月31日までの実績であれば、同じもの（前年度申請の際ご記載いただいたもの）を再度記載してもかまいません。なお、申請書書式は当年度のものをご使用ください。

〈申請書（Ⅴ.症例報告）について〉

Q29 申請の際に必要とされる症例報告の記載ですが、症例に期限はありますか？

A29 申請年の3月31日までです。

※Ⅴ.症例報告にはⅣ.経験症例実績表記載の中からより深く臨床工学技士として関与した症例を選択し記載してください。Ⅳ.経験症例実績表は、ICU入室かつ申請年の3月31日までの症例実績を記載してください。

Q30 記載する症例は、経験症例実績表の症例の中から記載するのでしょうか？

A30 経験症例実績表の症例の中から記載してください。

Q31 人工呼吸のECMOには心臓ECMOやECPRなどのVA ECMOもカウントできますか？

A31 一般にECMO治療では人工呼吸管理が行われるので、侵襲的陽圧換気の1例としてカウントできます。症例報告に記載する場合は、循環補助と併せて人工呼吸への関与についても記載してください。

Q32 症例報告の記載には院内の倫理委員会で審査は必要でしょうか？

A32 当委員会としては倫理審査を求めておりません。

〈「認定集中治療臨床工学技士」認定証の写について〉

Q33 認定集中治療臨床工学技士の証明は、検定試験合格証の写しでも良いですか？

A33 検定試験合格証ではなく、認定証の写しをご提出ください。

Q34 認定証の写とは、証書でもカードでもどちらでも認められますか？

A34 証書のコピーをご提出ください。

〈認定試験について〉

Q35 試験はどのような問題がでますか？

A35 「臨床工学技士集中治療テキスト」および「集中治療医学」を中心に、集中治療に関連する知識を問う問題が出題されます。

Q36 試験会場はどこですか？

A36 東京都内1ヵ所を予定しています。

〈そのほか〉

Q37 過去の受験者数と合格者数、合格率などを教えてください。

A37 試験の受験者数や合格者数、合格率などは非公開としております。

2022/1/26作成
2022/04/05改訂
2023/04/03改訂
2024/02/01改訂
2024/11/21改訂
2025/05/08改訂
2025/12/2改訂
2026/3/18改訂